

「たっこ1号」愛称募集要項

- 1 主催者
田子町役場
- 2 愛称名のテーマ
田子町がにんにくの新品種を開発し、農林水産省から品種登録を受けた「たっこ1号」に「田子町」と「白さ」を連想させる”愛称”を募集します。
- 3 応募方法
下記応募先に郵送、FAX又は町内に設置した応募箱でご応募ください。
その際応募者の住所、氏名、年齢、連絡先の電話番号を記載してください。
- 4 応募資格
個人又は団体を問わずどなたでも応募できます。
ただし、お一人様1点の応募に限らせていただきます。もし、お一人様1点以上の応募があった場合は、事務局が1点を抽選して選考会に付託をいたします。
- 5 応募先
〒039-0292 田子町役場 産業振興課 たっこにんにく振興室
- 6 応募箱設置場所
田子町役場、田子町中央公民館、上郷公民館、ガーリックセンター、JA八戸三戸営農センター（田子）
（ただし、町内の生徒、学生向けとして各小学校、中学校、高校に設置する）
- 7 募集期間
平成30年2月13日～平成30年2月28日（ハガキの場合〆切日の消印有効）
- 8 選考方法
田子町長、田子町議長、田子町商工会長、たっこにんにく産地力強化戦略推進本部副会長、JA八戸にんにく部会田子支部長による選考委員会により、採用作品1点を選考します。
- 9 採用点数と採用特典
採用作品1点とし、採用者には5万円相当のたっこにんにく関連商品を贈呈します。
ただし、採用者多数の場合は、採用者数で分配します。
- 10 採用名の発表
平成30年3月20日までに当選者のみに通知します。
また、発表は田子町のホームページや新聞紙面上等で発表する予定です。
- 11 採用名の取扱い
当選者は採用作品の著作権（著作権法第27条および第28条に規定する権利を含む）を主催者にいただくものとします。
- 12 採用されなかった愛称名の取扱い
採用されなかった愛称名称は当方では使用いたしません。
- 13 注意事項
 - ・募集する愛称名は、応募者が創作した未公表の作品とします。
 - ・愛称名の中に第三者が著作権等の権利を有している著作物等を利用していないものとします。
 - ・採用されなかった愛称名の著作権は主催者に移転しません。
 - ・応募者は、応募事業の紹介や記録のために主催者が応募作品を利用することを認めることとします。
 - ・当選者は、愛称名の一部修正・翻案を主催者に認めることとします。
 - ・当選者は、主催者が採用作品の商標等の出願をし、登録を受けることを認めることとします。
 - ・応募にあたりご提供いただいた個人情報、本要項による採用名の発表、賞品発送のためにのみに使用します。